

京都市告示第433号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和5年11月16日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
公益財団法人京都伝 統伎芸振興財団に対 する寄附金	京都市東山区祇園町南 側570-2番地	当該法人の主た る目的である業 務	令和5年4月1日以後

(行財政局税務部税制課)